

様式第3（第8条関係）

モバイルルータ等継続貸出届

令和 年 月 日

(宛先) 北名古屋市教育委員会

借受者	住 所	
	電話番号	
	保 護 者 氏 名	

北名古屋市立小中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出要綱第8条の規定により、次年度も継続して貸出しを受けたいので、次のとおり届け出ます。

対象児童又は生徒（次年度の状況を記入）

区分	児童生徒氏名	生年月日	在籍校	学年
新規継続	(ふりがな)	平成 年 月 日 令和 年 月 日	小学校 中学校	年生
新規継続	(ふりがな)	平成 年 月 日 令和 年 月 日	小学校 中学校	年生
新規継続	(ふりがな)	平成 年 月 日 令和 年 月 日	小学校 中学校	年生
新規継続	(ふりがな)	平成 年 月 日 令和 年 月 日	小学校 中学校	年生
新規継続	(ふりがな)	平成 年 月 日 令和 年 月 日	小学校 中学校	年生

記

貸出要綱（抜粋）

- (1) モバイルルータ等は無償で貸し出すものとする。ただし、通信費及び電気代等のモバイルルータ等の使用に伴い要する費用は、借受者の負担とする。
- (2) モバイルルータ等は児童又は生徒の学習目的以外で使用しないこと。
- (3) モバイルルータ等は、附属品であるモバイルルータ取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態を保つこと。
- (4) モバイルルータ等を処分し、転貸し又は譲渡しないこと。
- (5) 貸出期間が終了したとき又は貸出対象者でなくなったときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にモバイルルータ等を教育委員会に返却すること。
- (6) モバイルルータ等を紛失し、盗難し、故障し、又は毀損したときは、教育委員会に報告すること。
- (7) 借受者は、住所、氏名又は電話番号に変更が生じたときは、教育委員会に報告すること。
- (8) 借受者の責めに帰すべき理由によってモバイルルータ等を紛失し、又は毀損したときは、借受者はその損害を弁償しなければならない。
- (9) モバイルルータ等の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者が賠償の責任を負うものとする。

※教育委員会使用欄（記入しないでください。）

機器確認日		提出先	<input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 市	確認日		
機器管理番号	KM	在籍確認	<input type="checkbox"/> 確認			
確 認 者		区分	<input type="checkbox"/> 要保護 <input type="checkbox"/> 準要保護 <input type="checkbox"/> 特支 <input type="checkbox"/> 非該当	確認者		
		貸出端末	<input type="checkbox"/> SIM有 <input type="checkbox"/> SIM無			

届出書記入例

※書類上の記載内容を必ずお読みいただき、届出書をご記入ください。

【注意事項】

- ◆ 黒のボールペン等(消せるボールペンは不可)をご使用ください。
- ◆ 訂正がある場合は、二重線を引き、訂正内容をご記入ください。
- ※ 修正テープ等は使用しないでください。

様式第3（第8条関係）

モバイルルータ等継続貸出届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 北名古屋市教育委員会

提出年月日

借 受 者	住 所	愛知県北名古屋市西之保清水田1 5番地
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	保 護 者 氏 名	北名古屋 太郎

北名古屋市立小中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出要綱第8条の規定に
継続して貸出しを受けたいので、次のとおり届け出ます。

※印鑑の押印は不要です。

対象児童又は生徒（次年度の状況を記入）

区分	児童生徒氏名	生年月日	在籍校	学年
新規 継続	(ふりがな) きたなごや いちろう 北名古屋 一郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日 令和	△△	小学校 中学校 3 年生
新規 継続	(ふりがな) きたなごや はなこ 北名古屋 花子	平成××年××月××日 令和	□□	小学校 中学校 6 年生
新規 継続	(ふりがな) きたなごや じろう 北名古屋 二郎	平成◇◇年◇◇月◇◇日 令和	□□	小学校 1 年生
新規 継続	(ふりがな)	平成 年 月 日		
新規 継続	(ふりがな)	同一世帯内の市内小中学校に在学する 児童生徒全員をご記入ください。		

次年度の学校及び学年
をご記入ください。

次年度も市内小中学校に在学する場合は、「継続」に丸をつけ、
次年度から市内小中学校に在学する児童生徒は「新規」に丸を
つけてください。
なお、卒業等で次年度市内小中学校に在学しない児童生徒は、
記入不要です。

し、通信費及び電気代等のモバイルルータ
用しないこと。

- (3) モバイルルータ等は、附属品であるモバイルルータ取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態を保つこと。
- (4) モバイルルータ等を処分し、転貸し又は譲渡しないこと。
- (5) 貸出期間が終了したとき又は貸出対象者でなくなったときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にモバイルルータ等を教育委員会に返却すること。
- (6) モバイルルータ等を紛失し、盗難し、故障し、又は毀損したときは、教育委員会に報告すること。
- (7) 借受者は、住所、氏名又は電話番号に変更が生じたときは、教育委員会に報告すること。
- (8) 借受者の責めに帰すべき理由によってモバイルルータ等を紛失し、又は毀損したときは、借受者はその損害を弁償しなければならない。
- (9) モバイルルータ等の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者が賠償の責任を負うものとする。